

平成25年4月1日より

# 小松島市に権限が移譲されました

市では、「地域の自主性および自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第2次一括法）」などにより、4月から下記事務を新たに受け入れました。

関係法律	事務名	担当課
水道法	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査など	市水道課 ☎ 32・6188
土地改良法、 法施行規則	土地改良区役員の就退任届の受理、公告など	市産業振興課 ☎ 32・3809
母子保健法	未熟児養育医療の支給認定など	市健康増進課 ☎ 32・2113
障害者自立 支援法	育成医療の支給認定など	市介護福祉課 ☎ 32・2279
社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令など ◎ 障害者福祉施設（身体・知的） ◎ 障害者福祉施設（精神） ◎ 老人福祉施設	市介護福祉課 ☎ 32・2279 ☎ 32・3507
	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令など ◎ 児童養護施設	市児童福祉課 ☎ 32・2114

※詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

## 小松島市第5次総合計画 後期基本計画を策定

市総務課企画調整担当（市役所3階）

TEL 32・2127 / FAX 33・3253

市では、平成28年度を目標年次とする「小松島市第5次総合計画」を平成21年に策定し、目標とする都市像である「安全・安心・信頼のこまつしま」の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

このたび、前期基本計画期間が平成24年度で終了したことから、これまでの取り組みを検証するとともに、社会情勢などの変化をふまえて見直しを行い、後期基本計画を策定しました。

計画の策定にあたりましては、小松島市基本構想等審議会に諮問し、「小松島市第5次総合計画後期基本計画（素案）」について審議を重ね、答申をいただいたほか、市民の皆様のご意見を反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

計画の主な内容については、次のとおりです。

● **計画期間** 平成25年度～平成28年度

● **目標とする都市像**

「安全・安心・信頼のこまつしま」

● **計画の目標**

重点目標

1. 「安全」のまちづくり
2. 「安心」のまちづくり
3. 「信頼」のまちづくり

基本目標

4. 「人が輝く」
5. 「日（いとなみ）が輝く」
6. 「街が輝く」

● **総合計画とは**、小松島市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定する計画で、基本構想（8年間）、基本計画（前期4年間と後期4年間）および行動計画で構成されています。

● ※「第5次総合計画後期基本計画」は、市ホームページで公表しています。